

## 「是正意見が残った場合、認可は下りないだろう と思われます」と文科省関係者がコメント

### ～文科省が幸福の科学大学の設置申請に是正要求～ 大学で教義を教えることに疑義

# まち連だより



8・9月号



まち連  
HP

2014年7月16日発売の週刊新潮 2014年7月24日文月増大の132ページから135ページに渡って、「来春開校でも審議会から“ダメ出し”40か所！文科省も手を焼く「幸福の科学大学」驚愕の実態」という記事が掲載されました。記事によれば、幸福の科学学園が2015年春に千葉県長生村での開校を目指す幸福の科学大学の設置にあたり、大学設置申請を提出したものの文科省の諮問機関である大学設置・学校法人審議会より40に及ぶ指導項目が指摘され、中でも「大学で教義を教えることに疑義がある」などの3項目が特に問題視されていると紹介されています。

#### 関連解説：北大津まちづくりネットワークHPの記事のご紹介

この記事に記された大学予定地での学校法人の振る舞い、個別訪問に関する地元村議員の証言や、幸福の科学グループ大川総裁による教育事業方針についての発言がWebに具体的に引用紹介されています。



[URL] [http://kitaootsu-net.sakura.ne.jp/stop\\_plan\\_menu/shincyoyou\\_20140724.html](http://kitaootsu-net.sakura.ne.jp/stop_plan_menu/shincyoyou_20140724.html)

一方、文科省の指導に対して宗教法人幹部は〈私たちは、この修正は到底受け入れられないものとして、信仰をかけて闘う予定です。〉と受入れの意思が無いことを集会で全国の信者に向けて決意表明していたことが記事で明らかとなりました。更に大川総裁が、大学認可後より文科省の指導要領を徐々に逸脱していく意思を示す発言や、地元の反対に対する押さえ込みを助長する発言を行っていたことも記事には具体的に記されていました。

今回報道された大学設置申請に対する学園の姿勢は「既存校の運営姿勢」とも捕らえることができることから、文科省要領の逸脱行為が既に行われていないか心配です。

最終的に学校法人が是正指導にどのような形で応ずるかは不明ですが、文科省関係者が「是正意見が残った場合は不認可」と示唆しているだけに経過を見守りたいと思います。

#### まち連ホームページ・リニューアルのお知らせ

2014年8月より、まち連のホームページをリニューアルしました。

(URL) <http://ooginosato.org> ※URLは以前と同じです。

スマートフォンやタブレットでの閲覧時には、機器に合わせた見やすいレイアウトに自動調整されます。アクセスしてみてください。



## 仰木の里で進む集合住宅建設 ～学園内部屋不足に伴い～

幸福の科学学園関西校の寮内に住み込んで業務を行っていた業者が、来年度の新入生が入寮した際に部屋が不足するという理由から、仰木の里学区内に2階建て7世帯が入居可能な集合住宅を建設する計画が明らかとなりました。工事は2014年8月中旬に既に着工され、2014年度内の完成予定とされています。この建築については地元自治連合会・まち連に事前説明が無かったばかりか、着工前の直隣住民への説明も未実施、工事看板も未設置だったため、住民が大津市への問い合わせで初めて内容を知ることとなりました。今後も継続して周辺自治会の区画内に学園関係者が集合住宅を建設する計画があるのか注視したいと思います。

### ＜第11回の建築裁判日程＞

(日時) 2014年11月6日(木)11時より  
(場所) 大津地方裁判所

### ＜学習会のお知らせ＞

(日時) 2014年11月16日(日)14時より  
(場所) 仰木の里支所

## 「危険」と示された地盤安全率に大津市が反論も根拠薄

幸福の科学学園関西校の校舎・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを求める訴訟の第9回公判(2014.7.29)では、学園用地の地盤データから原告が算出した地盤安全率の計算結果シート(甲99号証)に対する大津市の反論が行われました。その反論では、①国交省が地盤安全性調査の評価法として各自治体に示した手法に対し「あくまで簡易的なものに過ぎない」、②地盤安全率の計算結果を大きく左右する地下水の存在については、裁判所に大津市が提出した調査調書で自らが地下水「あり」と言及した項目に対し「暫定的なもの」(つまり、通常は存在しない)と主張するなど、説得力に欠ける内容でした。一方で、原告に対しては「地盤自体の危険性を大津市に是正を求める理由」と「主位的な請求が建物除却と排水施設設置のどちらにあるのか」について裁判所が確認するやり取りがありました。さらに第10回公判(2014.9.18)においては、開発行為該当性や地盤の危険性についての議論がなされました。次回公判では、一般非公開形式でより詳細に論点整理がなされる予定となっています。

## まち連顧問弁護士による法律相談

申込み窓口: 京都第一法律事務所

電話(フリーダイヤル): 0120-454-489

※仰木の里住民である旨をお伝え頂く事で初回無料で法律相談を受けられます。相談内容についてのプライバシーは厳守されます。相続、遺言、不動産、交通事故、損害賠償、家事、労働、取引、会社経営等の分野について対応可能です。